

# 運転免許自主返納 支援事業

運転に不安を感じている方、家族から返納を薦められている方の  
運転免許自主返納を支援します。

大河原町では、運転免許を自主返納した方を対象に

- ・大河原町デマンド型乗合タクシー利用券 21,600 円分
- ・県内のタクシー会社で利用可能なタクシー乗車券 15,000 円分
- ・大河原町デマンド型乗合タクシー利用券 7,200 円分と  
県内のタクシー会社で利用可能なタクシー乗車券 10,000 円分  
の組み合わせ

のいずれかを交付します。

## 対 象

- 本町の住民基本台帳に記載されている方
  - 運転免許の有効期限内にすべての運転免許を返納された方
- ※交付は 1 人につき 1 回までとなります。

上記の条件をすべて満たす方

## 申請に関する問い合わせ先・受付窓口

◎運転免許自主返納支援事業	大河原町役場総務課	電話番号：53-2111
◎運転免許自主返納制度	仙南運転免許センター	電話番号：53-0111
	大河原警察署交通課	電話番号：53-2211

手続き方法は裏面をご覧ください

# 手続きの流れ

1

運転免許を自主返納したいご本人が、**運転免許センター**または**大河原警察署**で、**運転免許の自主返納の手続き**をしてください。

## 必要なもの

運転免許証（有効期限内のもの）、印鑑（スタンプ式を除く）  
※免許が取り消されると「申請による運転免許の取消通知書」及び「運転経歴証明書（有料）」が交付されます。

## 受付時間

**運転免許センター**（平日及び第1、第3日曜日）  
午前9時00分～11時00分 午後1時00分～3時30分  
**大河原警察署交通課**（平日）  
午前9時00分～午後4時00分

※「運転経歴証明書」の交付には、手数料1,100円がかかります。また、**警察署で申請手続きをする際には、運転経歴証明書用として本人の写真が必要となります。**



2

運転免許を自主返納されたご本人（代理可）が、役場総務課で「**大河原町運転免許自主返納支援事業**」の申請をしてください。

## 必要なもの

①で交付された「**申請による運転免許の取消通知書**」  
※交付の日から**1年間**が申請期限です。



後日、大河原町デマンド型乗合タクシー利用券またはタクシー乗車券を郵送により交付します。

※大河原町デマンド型乗合タクシーを利用するには、事前に登録が必要です。  
※運転免許の自主返納をすると、その時点で免許が無効となります。その後は車の運転はできませんのでご注意願います。

大河原町役場総務課

〒989-1295 大河原町字新南19  
TEL: 53-2111 FAX: 53-3818